

訪問看護支援事業

平成24年9月

老健局老人保健課(宇都宮課長) [主担当]

1. 政策体系上の位置づけ

評価対象事業は以下の政策体系に位置付けられる。

施策目標IX-3-2 介護保険制度の適切な運営を図るとともに、質・量両面にわたり介護サービス基盤の整備を図ること

2. 事業の内容

(1) 実施主体

都道府県・政令指定都市

(2) 概要

訪問看護サービスの安定的な供給を維持する体制を整備し、在宅療養の充実を図るため、平成24年度までを集中的な取組期間として、訪問看護ステーションの報酬請求業務、電話相談業務、医療材料等供給業務を受託する広域対応訪問看護ネットワークセンター（以下「センター」という。）を設置し、全国的に効率的な事業（サービス）実施が図られるよう必要な支援を行う。

補助先：都道府県・政令指定都市

補助率：10/10（定額）

3. 事後評価の内容（必要性、有効性、効率性等）

(1) 有効性の評価

センター設置前は、個々の訪問看護ステーションにおいて事務作業等の業務に時間を要していたため、新規利用者を増やせなかったが、センターを設置した全ての都道府県で域内事業所業務が効率化されたことから、本事業が訪問看護サービスの供給増加に一定程度寄与したと考えられる。

(2) 効率性の評価

本事業により設置するセンターで、個々の訪問看護ステーションで行っている請求業務等の事務作業や電話相談等の業務、医療材料等の供給業務を一括して行うことができ、これらの業務の効率化が図られている。

(3) 評価の総括（必要性の評価）

本事業の実施により、個々の訪問看護ステーションで行っている業務の効率化が図られ、本来業務である訪問看護に時間をかけられるようになることで、より訪問看護サービスの提供量が増加し、在宅療養の推進が図られていると評価できる。一方で、センター設置都道府県の拡大や担当地区が広域のため、実際の活動において十分な機能を果たせないという課題がある。

4. 事後評価結果の政策への反映の方向性

平成 25 年度の予算要求においては、評価結果や事業実施都道府県の意見等を踏まえ、実施主体に中核市を加えた上で、所要の予算を要求する。

5. 評価指標等

指標と目標値（達成水準／達成時期）						
アウトプット指標		19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度
1	本事業実施都道府県のうち、事務作業等の効率化が図られた都道府県	—	—	—	11/11	4/4
達成率		—	—	—	100%	100%
【調査名・資料出所、備考等】						
<ul style="list-style-type: none"> 指標 1 は、全国訪問看護事業協会調べ。 *1 都道府県につき 2 年間の補助事業のため、補助最終年度の 2 年目の実績について記載。 						

(参考統計の動き)

		19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度
1	訪問看護（介護予防訪問看護）回数（単位：千回）	16,262.7	16,723.3	17,460.1	18,616.7	集計中
(調査名・資料出所、備考等)						
参考統計 1 は、「介護給付費実態調査」大臣官房統計情報部調べ。						